

令和8年度 第1回北九州市発達障害者支援地域協議会 議事録

- 1 会議名 令和8年度 第1回北九州市発達障害者支援地域協議会
- 2 開催日時 令和8年8月24日（月）19：00～20：34
- 3 開催場所 北九州市役所本庁舎3階 大集会室
- 4 出席者
 - (1) 構成員（敬称略）
中村 貴志、長森 健、倉光晃子、荒木俊介、尾首 雅亮、今本 繁、金光 律子、
千々和 知子、嶋村 美由紀、藤井 敬太郎、古市 隆司（計11名）
 - (2) オブザーバー
北九州市発達障害者支援センター「つばさ」 黒木 八恵子
 - (3) 事務局
【保健福祉局】
障害福祉部長 荒田 政二
障害福祉部 精神保健・地域移行推進課長（発達障害担当課長） 福田 ルミ
障害福祉部 精神保健・地域移行推進課 事業調整係長 猪上 徳子
障害福祉部 精神保健・地域移行推進課 主査 福田 稔
【子ども家庭局】
子ども家庭部子ども施設企画課 指導支援担当課長（発達障害担当課長）伊藤 京子
子育て支援部 子育て支援課 母子保健担当課長（発達障害担当課長） 園田 峰子
子ども総合センター次長（発達障害担当課長） 赤塚 直人
【教育委員会】
事務局学校教育部 特別支援教育課長（発達障害担当課長） 森永 勇芽
- 5 会議次第
 - (1) 開 会
 - (2) 部長あいさつ
 - (3) 議 事
【報告事項】
～令和8年度取組内容の進捗について～
 - ① 発達障害児者支援における効果的な情報集約や情報発信の具体化
・GIS（地理情報システム）の進捗状況について
 - ② 令和7年度発達障害者支援センター「つばさ」事業報告
 - ③ 強度行動障害児者支援
・中核的人材養成研修について
・強度行動障害がある人への支援者養成研修会について
 - ④ 地域生活支援拠点事業について
 - ⑤ その他
・5歳児健診について
 - (4) 閉 会

【報告事項】

GIS（地理情報システム）の進捗状況について

（事務局）

- ・資料の 9 ページをご覧ください。発達障害者支援機関マップについてご説明します。GIS（地理情報システム）は北九州市内の発達障害児者の支援機関を、「地図上」「支援対象時期」「施設名」から検索できるシステムで、昨年度に作成した、「発達障害児者のための支援機関ガイド」に掲載されている支援機関をご案内するものです。
- ・前回ご紹介した時は、地図が見にくい状況でしたが、修正し見やすく改善しました。支援機関ガイドは、支援機関のスタッフが相談を受けたものの、どんな支援機関があるのか分からない、支援機関の場所が分からないなどのご意見をふまえ、作成したもので、スタッフが相談者に合った支援機関をご紹介できる一助となるものです。
- ・今日配布した「報告事項（1）の補足資料」に二次元コードがありますので、読み込んでご覧ください。地図上のポイントをクリックいただくと、その支援機関の情報が表示されます。
この地図情報はすでに北九州市や「つばさ」のホームページでもご覧いただけます。支援機関が増えるなど状況が変われば、情報を更新していきます。

（事務局）

- ・モニターをご覧ください。若者ワークプラザのポイントをクリックすると、「主な対象時期」「建物名」「主な対応内容」などが表示されます。
また、「支援機関ガイド」をクリックすると「つばさ」が作成した支援機関ガイドの内容が表示される仕様となっています。
また、「URL」をクリックいただくと、若者ワークプラザのホームページに移動することができますので、情報収集しやすいです。
先ほどご説明したようにスマートフォンからもご覧いただけますので、皆さんのお役に立てばと考えております。

（構成員）

- ・前回の意見を踏まえて、改善できるところはしていただいたと思います。他にこういった機能があればなどご意見があればお願いします。また、市の方で今後どのような方向性で進めていくなどありますか？

（事務局）

- ・支援機関ガイドの更新は 3 年に 1 回を予定しておりますので、それに合わせて、皆さんのご意見を伺いながら、発達障害者支援機関マップも更新したいと考えております。

令和 7 年度発達障害者支援センター「つばさ」事業報告

（構成員）

- ・15 ページをご覧ください。令和 7 年度「つばさ」の事業報告について説明します。
令和 7 年度の就労支援件数ですが 76 件と少なくなっています。これは就労支援機関へ繋いだケースや、現在クローズで就労している方から仕事に関する相談を受けたケースです。

就労で相談に来られた方も生活面の相談もあるので、その場合は、相談支援としてカウントしています。

- 次の相談内容の「その他」ですが、悩みがあつて助言がほしいというよりは、「つばさ」のスタッフに話を聞いてもらいスッキリして帰るという方や、成人期の当事者活動に参加されている方がカウントされています。一番多いのは、生活面や家族の対応、ご本人がどうすればよいかという相談です。
- 相談支援における相談方法ですが、来所が一番多く、続いて電話となっています。電話は前の年と比べると少し少なくなっていますが、これは同じ方が何度も電話してくるケースは1カウントすることに変更になったので少なくなったものと思われます。
- 17ページの「相談支援」の相談者の内訳ですが、家族が一番多く、続いて本人となっており、保育所・幼稚園が前年より多くなっています。
- 対象者の年齢層ですが、毎年同じ傾向にあります。19～29歳が一番多く、続いて7～12歳となっており、不明については、成人期だろうなどと想像できるのですが、はっきりと年齢を確認できなかった方です。
- 7～12歳のケースは小学校に入学したけれども不登校になっている、学校の中でうまくいかない、学習面でのつまずきなどについてのご相談が多いです。他に、まだ小さいので、療育センターなどの専門機関に相談する手前のところで、「つばさ」に診てほしいという相談も少なくありません。
- 19～29歳は、高校や大学などを卒業して就職する世代で面接がうまくいかない、就職したが定着せず、すぐ辞めてしまうなどの相談や、ひきこもりの相談もあります。この世代は、ご本人からの相談もありますが、親御さんからの相談も少なくありません。
- 18ページの障害種別ですが、厚生労働省の集計方法に基づいて項目を掲載しているため、前年度と区分けが変わっており、「トゥレット症」に代わって新たに「吃音」が入りました。吃音が主訴で相談に来るケースはほとんどなく、他の発達障害と併存している方をカウントしています。
- 吃音が発達障害なのかと思われる方もいると思いますが、DSM-5の神経発達症群の中のコミュニケーション障害に属すると示されていることと、平成17年に施行された発達障害者支援法に、吃音、場面緘黙、チック、トゥレット症もこの法律の対象者で発達障害者支援センターが対応するようにと示されています。
- その他には、発達障害以外の精神疾患の方や難聴など様々な障害をお持ちの方が含まれます。次のスライドは診断の有無について記載しています。
- 19ページの相談人数・支援件数の推移です。相談件数は年々減少していますが、実相談数はさほど変化はありません。減少理由については厚生労働省のカウント方法の変更や、働いている保護者の方が多いため、定期的に「つばさ」に来所するというよりは必要時のみ相談される単回相談が増えたことも挙げられます。
- 連携先の機関ですが、一番多いのは相談支援事業所、続いて、保育所、小学校となっています。保育所や幼稚園からの相談が増えたことが前年度からの大きな変化だと思っています。保護者から相談があるケースはもちろんありますが、園からの依頼で訪問するケ

ースが増えています。

- ・ 中学校は前年より減っています。若い先生が増えて「つばさ」をご存じないので、はと感じるので、「つばさ」をもっと PR しないといけないと思います。
- ・ 20 ページをご覧ください。個別支援のための調整会議とありますが、従来のケース会議のことです。ケース会議は本人を含まない関係機関が集まって行います。自立支援は成人期の方のケースです。
- ・ 機関コンサルテーションですが、病院の心理士さんなどから急ぎの依頼があった場合は「つばさ」で対応することがあります。
また、企業からは、診断がない従業員を雇用している小さい会社からの依頼が主です。
- ・ 21 ページです。普及啓発及び研修ですが、外部から講師依頼を受けた研修は 24 回で 507 名の方を対象にお話しをさせていただきました。
また、親の会との連絡会議では自閉啓発デーイベントに係る会議を行いました。
ホームページのところで、支援機関ガイドの記載が抜けておりますが、併せて PR しました。

(構成員)

- ・ 時代が変わり、保護者が共働きで忙しく通所できないという話がありましたが、共働き家庭の増加など、来所が難しい利用者のニーズを踏まえ、対面・訪問に加えてオンライン相談という選択肢も検討してはどうでしょうか。
- ・ 機関コンサルテーションですが、実際に困っている事業所や在宅の方もいるので大事です。
また、保育所からの相談が増えているという話がありましたが、北九州市では「保育ソーシャルワーカー事業」をすでに行っているもので、そういった事業と連携してはどうでしょうか？子ども家庭局の課長も来られているので併せてご意見を伺いたいです。

(構成員)

- ・ オンライン相談に関しては、コロナの時期から検討してきましたが、「つばさ」が大事にしているのは対面での相談なので、電話で相談があっても極力お会いしてお話を聞くようにしています。
北九州市内は移動してもそんなに時間がかからないので、どうしても来所出来ない場合は、「つばさ」が家庭を訪問することもあります。
- ・ これまでにオンライン相談は無いですか？という問い合わせはありませんし、オンラインで相談を受ける難しさなどもありますので訪問でカバーしている状況です。
- ・ 機関コンサルテーションは確かに大事で、現在、相談件数が減っている中で、「つばさ」が力を入れているところです。
- ・ 保育所・幼稚園からの相談が増えている理由ですが、3 か所位、同じ保育所・幼稚園から月 1 回訪問して下さいなど繰り返し依頼があっているからです。
保育所・幼稚園等から相談があるのは、保護者の理解が得られないお子さんのケースで、これから保護者にどのように説明したらよいですか？などの相談も多いです。

(事務局)

- ・ 保育ソーシャルワーカー事業ですが、保育士を対象に研修を行っており、発達障害のお子さんへの関わり方などを学んでいます。

また、ある保育所で保育士が保育している様子を他の園の先生に見学してもらった後、皆さんの意見交換や講師の方から助言をいただくなどしています。

- ・保育ソーシャルワーカー事業では、研修以外にも園から相談があった時には、園を訪問し対応の仕方をアドバイスしています。

「つばさ」が園に対してコンサルテーションを行っていることは連絡会などで聞いておりますので、今後も、「つばさ」と協力しながら保育現場の支援をできればと考えています。

(構成員)

- ・「つばさ」のスタッフは何人位でどのような職種の方がいるのですか？

(構成員)

- ・北九州市担当は6名で福岡県からの委託分の職員を合わせると11名となりますが、市と県の事業をきっちり分けて業務に対応しているわけではないです。

職種ですが、指導員と保育士がいます。資格ですが、必ず置かなければならない社会福祉士、その他、精神保健福祉士、臨床発達支援士、特別教育支援士などの資格を有している職員が7名おります。

(構成員)

- ・「つばさ」は北九州市の直営ですか？

(構成員)

- ・北九州市福祉事業団への委託となります。

(構成員)

- ・対象者の年齢層は19歳～29歳が多いということですが、高校や特別支援学校あるいは大学を卒業して社会で職業生活に入った途端につまづくケースは非常に多いと思います。

- ・このような方が相談に来た場合、具体的にどのような機関に繋いでいますか？また、福祉の世界だけでは、この部分を解決することは難しいと個人的に考えており、クローズにしても障害者雇用で合理的な配慮があっても、つまづくケースは非常に多いです。

- ・逆に言うと企業の中で発達障害の方への就労支援をどのようにしたらよいか分からないケースが非常に多いのではないかと考えています。

「つばさ」の業務範囲を超えるかもしれませんが、民間企業や業界団体との連携事例があるのかお聞きします。

(構成員)

- ・高校等を卒業して就労する19歳～29歳の若い方たちは障害者雇用というより一般での雇用にチャレンジしたいという方も少なくありません。

その方たちのニーズに合わせて若者ワークプラザや若者サポートステーションなどニート対策も行っているような相談機関に繋ぐなどしています。

逆に、障害者枠で働きたいということであれば、障害者職業センターやしごとサポートセンターに繋がります。

- ・私たちが面談して思うのは、面接の中で就労に関する自己理解を深めることは難しいので実際にその仕事の体験をさせていただく事が重要だと考えています。

そこで、就労移行支援事業所等で職業体験をしていただいて、その後も、訓練すべきか判断いただくというケースもあります。どうありたいかは一人一人違いますので、その方に合わせて対応しています。

- ・企業等からの相談は少ないです。障害者枠で就職している方は事業所や相談機関が

すでに入っているケースが多いので、「つばさ」に繋がってくるのは、診断がない方が多いと思います。

企業との連携はあまりできていなくて、時々企業や市の関連部局からあるのみなので、「つばさ」としてもPRしていかないといけないと考えています。

(構成員)

- ・連携先の機関で相談支援事業所が多いということでしたが、主にこういった連携の目的や内容が多いのか可能な範囲で教えてください。
- ・専門学校・大学へのコンサルテーションが1件ありますが、こういった内容だったのか可能な範囲で教えてください。

(構成員)

- ・相談支援事業所との連携に関しては色々です。相談の中ですでに相談支援専門員がしっかり関わっている場合に、情報共有をさせていただいたうえで一緒に関わっていくケースや、ケース会議を行う場合もあります。

(アドバイザー)

- ・専門学校・大学へのコンサルテーションですが、以前から講演させていただいたりとやり取りがあった大学です。
大学の方から3年生なので就労について考えていかないといけないが、方向性について迷っている学生について相談があったので対応しました。
- ・その後、保護者とご本人から「つばさ」に直接相談があったので、検査をさせていただきました。経歴を見ると児童発達支援センターを経由した方でしたので、検査後にお母様や大学の方に助言をさせていただきました。

(構成員)

- ・まず就労についてですが、私が色々な企業の集まりに出席し、自己紹介すると、必ず「うちの会社にも、そういった社員がいます」と言われます。
また、相談支援について、「つばさ」の役割を逸脱しているかもしれませんが、相談に来られた方を受けるとするのが「つばさ」の現行体制ですが、個別相談を待つだけでなく、『つばさ』が企業や経済団体等に積極的に出向き、発達障害者の雇用や職場定着について働きかけるアウトリーチ型の取組も必要ではないでしょうか。

(構成員)

- ・そのような働きかけはしておりませんでしたので、検討していきたいと思います。

(事務局)

- ・企業の方と面談・講演させていただいた時に、うつ病というか二次障害から始まって、休職してしまい、よく話を聞いてみると発達障害がある職員だったということがよくあり、非常に悩んでいるという話を聞きます。
- ・頭はすごくよいので大学まではうまくいっていたのですが、就職し人との関わりが難しくてうつ病になってしまう。発達の問題だろうと思うけど、本人にどう伝えてよいか難しいという話も聞きました。
- ・そのような相談に対し、まずはご本人の困りごとから少しずつ相談していく、企業には産業保健師・産業医がいると思うのでそういったところからすすめていくしかないのではないかと助言させていただきました。

(構成員)

- ・『つばさ』、産業保健、就労支援機関、企業等が個別に動くのではなく、行政が中心となって連携の仕組みを構築する必要があると思います。

(事務局)

- ・市内には8校の特別支援学校があり、軽度の知的障害がある子どもたちが障害者雇用で企業就職を目指し入学する北九州中央高等学園があります。
- ・教育委員会としては、産業経済局や保健福祉局と連携しながら、障害者雇用を進める雇用促進セミナーを毎年開催しており、昨年度は自動車・製造・サービスなど、60社以上で幅広い分野の企業人事部の方が参加されました。
- ・企業の方は障害者雇用の法定雇用率が2.5%から2.7%になったことに非常に関心を示しており、できれば多くの方に就職してもらいたいが、どんなことをすればよいのかなどの質問を受けます。

教育の立場からですが、就労コーディネーターという専門職もおりますので、こちらから企業人事部の方に働きかけを行っています。このようにセミナーは多くの企業に情報提供できる貴重な場となっています。

- ・このような取り組みによって、学校を卒業された方の雇用にも、企業の方が関心を示していただけると想定しています。
- ・高齢障害求職者雇用支援機構のホームページには障害特性に応じた様々な資料や、知的・発達障害者の方を雇用する際の留意事項を漫画のようにコミック版でアップされており無料でご覧いただけます。

この漫画を印刷して雇用促進セミナーの際に配布したところ、多くの方に関心を持っていただくことができました。

「つばさ」の取組みと併せて、教育委員会としてもしっかりと勉強して、19歳以上の就労の取組みに繋げていきたいと考えています。

強度行動障害児者支援

【中核的人材養成研修】

(事務局)

- ・資料23ページをご覧ください。強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、中心的な役割を果たす人材の養成研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施しています。
昨年度に引き続き北九州市から3名推薦させていただきました。
- ・推薦者3名について、①中核的人材養成研修（受講者）は、ヘルパーまほろステーション、障害福祉サービス事業所リーシュより各1名ずつ、②中核的人材養成研修（サブ・トレーナー）は、多機能型事業所 sTack より1名です。
- ・研修は令和8年8月5日からスタートしており1回目の研修は終了しております。令和9年2月25日までの全6回で、自分たちの事例を通して学ぶ、内容の濃い研修となっています。当初、鹿児島市で対面研修を実施する予定でしたが、熊本地震の関係で広島市に変更になりました。
- ・推薦者の決定についてですが、「つばさ」が実施した、令和7年度強度行動障害がある人への支援者養成研修会を3回受講し、事例検討報告書を提出した者を修了者とし、提出された事例検討報告書等に対して審査員が点数付けして上位5名を選出、さらに、5名に対し面接を実施し、上位者から推薦者を決定しました。
- ・令和9年度についても引き続き、支援者養成研修の受講を要件としますが、令和7年度にすでに研修を受講された方につきましては研修の受講は免除し、事例検討報告書を提出していただくことを条件にしようと考えています。
- ・集中的支援施設の選定につきましては、「北九州市福祉事業団」、「北九州市手をつ

なぐ育成会」、「社会福祉法人ひびき学園」の3法人に打診しているところです。

(構成員)

- ・25ページをご覧ください。「強度行動障害がある人への支援者養成研修会」について説明します。

10月15日は、福岡市障がい者地域生活・行動支援か〜むの森口先生の講義及び昨年度、中核的人材養成研修を受講した紅梅翔伍氏から研修の報告をしてもらう予定です。

10月のみの参加も可能で、定員80人ですが、まだ達していないのでぜひご紹介ください。

- ・11月19日、3月9日は10月15日も含め連続で受講してもらう研修となり、中核的人材養成研修の推薦要件となります。西南大学の倉光先生を講師にお招きし、モデルケースによる事例検討を行います。

こちらの研修は昨年度参加した方も受講できる研修となっており、現在12名の方の応募があり、うち4名の方が昨年に引き続いて受講される予定です。

(構成員)

- ・令和9年度中核的人材養成研修について、令和7・8年度修了者から受講者を決定するとのことですが、受講しても何回も落ち続ける方がいると思います。その方たちは毎年、同じ研修を受講しなければならなくなり、コストと時間が無駄になってしまうので、その方たちの取り扱いを教えてください。

- ・私どもは、医療型障害児入所施設と療養介護施設に携わっていますが、精神科の病院の中でも最も激しい強度行動障害者を受入れることから、中核的人材はどういった方がふさわしいと考えていますか？

- ・集中的支援施設について、事業団には中核的人材がいるのですが、強度行動障害者を全く受け入れていただけないです。

医療機関の手の届かないところについては基本的には公的な医療機関に受けていただきたいと考えていますので、ご検討ください。

(事務局)

- ・令和9年度の推薦者につきまして、支援者養成研修を毎年受けていただく必要はないと考えておりまして、令和7年度の修了者につきましては、自身が担当されている強度行動障害児者を分析した事例検討報告書を提出いただくことを条件に審査対象とします。

皆さんに中核的人材養成研修を受講していただきたいと思います。3人しか推薦枠がない以上、順位付けをさせていただいています。

- ・どういった人材かという点については、この研修を受講するにあたって、所属長の理解があることが重要です。第1回目の中核的人材養成研修については、受講者のみならず所属長の方も参加いただいて、施設全体で強度行動障害児者を受入れていこうという意欲のある事業所さんを条件にお願いしています。

今後、北九州市とタッグを組んで横展開できる事業者を育成することが私たちの目指すところです。

- ・事業団についてですが、去年は「ひよりの丘」と「インクルとばた」から推薦しましたので、事業団というよりは「ひよりの丘」に集中的支援施設について依頼をしたところです。

また、それ以外に強度行動障害児者を受入れる環境を有しているということで「ひびき学園」にも依頼をしました。

(構成員)

- ・中核的人材養成研修を受講される方は、毎年３人では少なく何十人も養成する必要があります。こういった方をどう活用するかということもありますが、集中的支援施設が見つからないという話も聞いていますので、何でそれがうまくいかなのかという点と、一方で広域的人材を活用することも考えた方がいいと思います。

集中的支援施設の調整をするよりも広域的人材の活用を検討の方が現実的で早く進むと思います。

- ・先ほど「つばさ」の報告でもあった事業所へのコンサルテーションのニーズはたくさんありますが、『つばさ』だけでは人的資源に限界があるため、広域的人材等を活用したコンサルテーションチームを構成し、『つばさ』と連携して地域の事業所を支援する仕組みを検討してはどうでしょうか。今回の報告にコンサルテーションの報告はなかったですが、それがよいと思います。

(事務局)

- ・人材を育成していくことは大変重要だと認識しております。
中核的人材養成研修を受講したからといって、明日からうまくできるわけではありません。

強度行動障害児者への対応は大変むずかしいところがあり、みなさん研修は受講していただいているが、一歩前へとなると自信がないなど、なかなか難しいところがあるようです。

- ・今年の中核的人材養成研修の様子を見ますと、北九州市の人材はレベルが高いな、よく勉強されているなと個人的に思います。

今後、広域的人材を担っていく人材が今度増えていくのではないかなと、私も期待しておりますが、現状では難しいと考えています。

- ・「つばさ」が実施している支援者養成研修は、自分が担当している一人の利用者を深く分析するという研修で倉光先生にもご協力をいただいています。

こういった研修が今後役に立ってくるのではないかと思いますので、北九州市ができることから始めていきたいと考えています。

(構成員)

- ・既に広域的人材の要件を満たしている人材もいるため、そうした人材を先行的に活用し、実際の事業所へのコンサルテーション等を開始する段階にあるのではないのでしょうか。

- ・また、制度を作るだけでは自動的に機能するわけではないため、『つばさ』等の既存機関と広域的人材が連携して動ける仕組みづくりが必要だと思います。

(構成員)

- ・広域的人材の指定に関しましては、一旦、県が認めるものであり、広域的人材の認定要件もあるので、今後研究してまいります。

(構成員)

- ・ただ研修を受講すればよいというものではないので、この研修は効果があったのか将来的に、振り返っていただきたいと思います。

地域生活拠点事業

(事務局)

- ・２７ページをご覧ください。北九州市における地域生活支援拠点の整備について、

ご報告させていただきます。

事業内容ですが、障害がある方の「重度化」や「高齢化」、「親亡き後」の生活の安心を見据え、地域生活への移行や地域生活の継続を推進するため、主に居住支援のための機能を整備するものです。

北九州市では、令和6年度からモデル事業を実施しており、現在、本格実施に向けて、課題の整理を行っているところです。

- ・ 28ページをご覧ください。目的は、緊急の事態や、介護をする方の疾病のために、支援が見込めない事態への対応や、障害のある方自身が希望する、地域移行など支援ができるよう、体制整備を行うこととされております。
- ・ 地域生活支援拠点事業は、緊急時の相談対応、短期入所を活用した緊急受け入れ先の確保があります。

また、地域での生活を希望する方に対しては、短期入所などの宿泊体験を行い、施設や親元からグループホームへの一人暮らしなど、ご本人やご家族のニーズに沿った生活に移行しやすくするような支援を提供する場の整備を目指しています。

- ・ この事業の国における位置付けですが、拠点の整備を促進するための、国からの通知が平成29年に発出されております。

その通知に基づいて、各市町村で体制準備を進めていましたが、令和6年度の障害者総合支援法の改正に伴い、この拠点が法律で位置付けられ、整備に関する市町村の努力義務が設けられています。

- ・ 29ページをご覧ください。拠点の担うべき機能ですが、4項目ありまして、1つ目が相談、2つ目が緊急時の受け入れ・対応、3つ目が体験機会・場の提供、4つ目が専門的人材の確保・養成等です。
- ・ 拠点のイメージについて、対象者を把握した場合、どのようにつなげるかというと、北九州市の場合、障害者基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置していますので、まずは、障害者基幹相談支援センターにご相談していただくことが大事だと思います。
- ・ 30ページをご覧ください。拠点登録事業者ですが、令和5年度以降、2回公募を実施しており、直近では令和8年4月に実施しました。
現在では7グループ33事業所が、拠点の実施事業所として活動いただいています。
- ・ このグループという表記ですが、事業所ごとに登録いただいているため、同一法人であっても、複数の事業所が登録されており、総称として1グループという表記をしています。登録法人の中でも、相談支援機能や、短期入所など違う場合は、違うものとして、グループ分けをしています。
- ・ No3のグループは、主に八幡西地域の事業所が集まっています。

このグループの特徴は、母体が異なる事業所が複数集まっており、3つの相談支援事業所や訪問看護等がチームを組んで、対象となる方の支援に当たっています。

- ・ 31ページをご覧ください。昨年度、実際に緊急受け入れを行ったケースについてご紹介します。

ご本人の状況ですが、50代男性、両親とご本人の3人暮らし、脳性麻痺があり、特別支援学校卒業後は障害福祉サービスを利用することなく、在宅のみで生活されてきたそうです。

ご本人に発語はなく、意思疎通がなかなか難しい、健康状態については詳細不明でした。

- ・ 32 ページをご覧ください。この方が加入するに至った経緯ですが、令和7年末にお母さまの担当ケアマネージャーから相談支援専門員に協力依頼があり、相談支援専門委員が介入を開始しましたが、障害福祉サービスの利用まで至りませんでした。

その後、主たる介護者であるお父様が年明けに急逝されました。
- ・ 介入当初の様子ですが、2月に自宅訪問をした際には、ADL 全介助でした。

お母様が認知症だったため、ご本人の情報収集は困難でした。

また、身体障害者手帳や重度障害者医療証をお持ちだと聞いていたのですが、紛失されており現物が確認できないという状況でした。
- ・ ご本人さんの介助のために、お母様はご自分のデイサービス利用を中止しましたが、ご自分のことで手一杯の状況で、ご本人の支援まで手が回らなかったようです。では、この間どうしていたかといいますと、別居しているお兄様が仕事の合間に、おむつ交換を1日2回されていたと聞いています。
- ・ 33 ページをご覧ください。それぞれの意向ですが、ご本人は発語がなく、なかなか意向確認ができませんでした。

お兄様は、親が亡くなったときに備えて、障害福祉サービスの利用を少しずつ進めたいというご意向がありました。

お母様は、ご本人が家族と離れて生活した経験がないので、ご本人がサービス利用できるか非常に心配されていました。

周りの支援者は、サービス利用開始までにどうしても時間がかかってしまうので、その間どうにか介助者のお兄様の負担軽減を図りたいとのことでした。
- ・ 緊急受入れについてですが、受給者証がなくても受入れができる短期入所に一旦ご入居いただきました。

そこで生活していると浮腫や食事量にムラがあるため病院を受診したいとことでしたが、今まで受診したことがなく、かかりつけ医もいない状況であったため、ご本人の健康状態が正確に把握できないという問題が出てきました。

このような状態なので、なかなか診察してくれるお医者様がおらず、障害者基幹相談支援センターが非常に苦労したと聞いています。
- ・ このケース通して、課題は様々ありますが、主たる介護者が不在となった際、本人の状況を説明できる方がいないということで、ご本人に関する正しい情報を把握するのに苦労しました。

また、緊急事態に陥る前のアプローチで、ご本人の意思が確認しづらく、また、お母様のサービス利用に対する抵抗感が強かったこともあり、介入が難しい状況でした。
- ・ 本人の健康状態や既往歴などの情報もなく、かかりつけもいなかったため、いざ病院を受診する際の受け入れ先を探すのに非常に苦慮しました。

このような状態になる前に、緊急時に周りからの支援、支援が見込めない方を事前に把握することが、拠点の大きな目的の1つなので、このケースを通じてあらためて、拠点の必要性を感じたところです。

しかし、サービスに繋がっていない方や、ご家族のみで支援をしている方を把握する難しさもあるので、本当に多くの課題があると感じています。
- ・ 障害のある方がご本人の希望に沿って、住み慣れた地域で生活を継続するための仕組みの1つとして、この拠点の整備を進めております。

これからもご本人やご家族、相談支援事業を実施している事業所など、様々な方

のお話を聞きながら、体制整備を進めていきたいと考えています。

(構成員)

- ・先ほど、強度行動障害の方を支援する人材を養成するという課題があって、今回は地域生活拠点の話がありましたが、拠点は全ての障害者を対象にしているわけですね。

現時点で指定されている拠点施設の中に強度行動障害児者を必要な場合に受入れることができる施設はあるのでしょうか？

ないとすれば、登録事業所を公募することはできないのでしょうか？

- ・先ほど、集中的支援を受け入れる病床がなかなか決まらないという話がありました。

集中的支援施設に指定されると自分たちで何もかもしなければならないという負担感がおそらくあると思いますが、そうではなく、集中的支援施設だけに対応を求めるのではなく、中核的人材・広域的人材、地域生活支援拠点、『つばさ』等が連携し、地域全体で強度行動障害児者を支える体制を構築する必要があると思いますが、いかがでしょうか？

(事務局)

- ・医療的ケアが必要な方、高齢化に伴う重症化した障害者などを受入れる施設なので地域生活支援拠点の中には、当然、強度行動障害児者を受入れる機能はあります。

- ・30ページ表1の3グループが令和6年度にモデルとして指定された事業所になりますが、この中には成人を対象とした事業所、強度行動障害や医療的ケアを必要とする方を対象とした事業所がありませんでした。

そこで、無い機能を補うため、令和8年度に医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方を受入れていただける事業所を追加したところです。

- ・地域生活拠点に指定されると報酬が入りますので、指定されたけど、誰も受入れないということでは問題です。

実効性があるものにしていきたいということでモデル事業として実施しており、北九州の各圏域の中に1か所以上そういった拠点を整備する、また、実際に困った時にスムーズに受け入れができる施設を目指しています。

- ・細かいとこでいうと、受給者証をどうするかなど検討するためにモデル事業として実施しています。事業所にモデルで実施してもらうにあたり、区役所でのやりとり1つ取っても様々な課題があるため、ご負担をかけていると思いますが、市としては実効性のある拠点を整備したいと考えています。

- ・地域生活支援拠点の方にも強行の中核的人材の方にも手を挙げていただいて、強行の方を受入れていただきたいと考えているので、人材育成というところで、研修の案内もしているところです。

(構成員)

- ・今回みたいに、福祉に繋がっていないケースが今後増えることは予想されており、我々の会でもこういったケースについて、がんばっているところです。

29ページの担うべき機能の「相談」について、「平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で」と記載されていますが、「平時から緊急事態における支援が見込めない世帯」とはどういった世帯なのか？また、こういった世帯を把握することは非常に難しいと思うのですが、こういったアプローチで把握するのでしょうか？

(事務局)

- ・拠点のコーディネーターは、基幹相談支援センターに担ってもらっています。相談支援事業所等が対応していく中で非常に難しい事例が、基幹相談支援センターの相談として入ってきますので、基幹相談支援センターが困難事例を把握することが非常に多いです。

そういった事案を基幹相談センターから拠点にフェイスシートなどで事前に伝えることで、本当に困ったときに拠点に対応いただけるよう関係性を作ってもらっています。

こういった状況では、まだまだ把握できる件数も限られていると思いますが、こういった制度を皆さまに知っていただくことで、把握できる件数も増えるのではないかと思います。

- ・例えば今回の事例について、ケアマネジャーがお母様の支援に入っていましたが、家庭のことも心配されて、知り合いの相談支援専門員に相談されました。その相談支援専門員は、お母様にご本人もサービスを受けた方が良いのではないですか？とお伝えしましたが、お母様がこの子にサービスはいらないとお断りされました。

そういったネットワークの中から最終的に基幹相談支援センターに繋がってきたので我々としては日頃から啓発活動をしっかりとやっていきたいと考えています。

(構成員)

- ・高齢者が中心となりますが、地域包括支援センターには、障害や家庭の問題などがある場合、適切な機関に繋げて支援するという機能があるので、こういった機関との連携を強化するというのも1つの方策だと思います。

孤立して高齢者のお父さんやお母さんの支援をしている方も結構多いと思っているので、もっと関係性を詰めて把握できるような体制にしていきたいと思います。

(構成員)

- ・潜在的にこういうケースはすごくあるのだらうなと思いますが、行政としてどの位いると予測されていますか？

(事務局)

- ・行政としても把握することは非常に難しく、障害支援区分がある方でサービスを使っていない方、それ以外には手当をもらっているが、サービスを使っていない方などで調べる方法が考えられます。

- ・概数的には把握していますが、実際にそういう方にアプローチして本当にそういった状態かまでは把握できていないので、まずは地域生活拠点について知っていただけるよう啓発をしたいと考えています。

また、先ほど言われたように地域包括支援センターにも説明に行く予定にしておりますので地域包括支援センターからもそういった情報を把握できるようにしていきます。

(構成員)

- ・この拠点事業に様々な事業が将来的に包括されるような方向なのでしょうか？

(事務局)

- ・若い方は、サービスや相談機関に繋がっている方が非常に多いですが、相談支援専門員制度が出来る前の約15年前以前の方はサービス等に繋がってなくて高齢の親御さんを孤立して看ているという方がたくさんいる可能性がありますので、

拠点事業がきちんと機能を果たしていけるよう取り組んでまいります。

その他

【5歳児健診】

(事務局)

- ・この度、新しい乳幼児健診として5歳児健診を行うことになりました。
今年度から検討会を開始しており、今年度中に小規模ではありますがモデル事業として健診を始めようとしているところです。
現状、子どもの健診は就学まで健診がなく3歳児健診が最後でしたが、年度中に5歳になるお子様を対象に健診を行います。
- ・集団生活をしていく中で、それぞれのお子様の特性が、はっきりしてくる時期ということで、お子様の特性に気づいて、必要な方は支援に繋げることが目的です。
本市は集団検診を実施しようと考えており、どのように健診をするのか、支援が必要なお子様については、どのように繋げていくのかなど医師会をはじめとした関係機関や専門職の先生方からご意見をいただき検討を進めているところです。
- ・北九州市では、これまでかかりつけ医の小児科で保護者と子どもを診てもらう個別健診を実施しており、集団検診は初めてのため様々な課題が出ています。
ようやく2回目の検討が終了し、お子様のフォローについて検討を開始したところです。
まだ、検討会が始まったばかりで詳細をお伝えすることは難しいですが、1つ1つ課題をクリアしながら、よい健診、フォロー体制が構築できるよう検討を進めたいと考えております。

(構成員)

- ・私も今回初めて検討会に参加させていただいて、北九州市のシステムについて学ばせていただきました。現在、グループホームや医療に繋がらなかった方からの訪問診療の依頼が増えております。
先ほどの事例で医療に繋がっていないという話がありましたので、福祉がメインになると思いますが、連携できればと考えております。

(事務局)

- ・北九州市障害者支援計画の概要等について説明
- ・こころの健康づくり大会についてご案内

【閉会】